

報 告 第 14 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和５年度長崎県交通事業会計補正予算（第２号）

第１条 令和５年度長崎県交通事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和５年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第１款 事業収益	5,400,958千円	175,356千円	5,576,314千円
第１項 営業収益	4,218,648千円	124,229千円	4,342,877千円
第２項 営業外収益	973,304千円	35,639千円	1,008,943千円
第３項 特別利益	209,006千円	15,488千円	224,494千円
	支 出		
第１款 事業費用	5,112,981千円	51,715千円	5,164,696千円
第１項 営業費用	4,984,969千円	△42,204千円	4,942,765千円
第２項 営業外費用	125,943千円	31,003千円	156,946千円
第３項 特別損失	2,069千円	62,916千円	64,985千円

第３条 予算第４条本文括弧書中「不足する額282,185千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,047千円、当年度分損益勘定留保資金211,138千円」を「不足する額270,074千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,821千円、当年度分損益勘定留保資金201,253千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第１款 資本的収入	1,104,348千円	△13,052千円	1,091,296千円
第１項 企業債	1,001,000千円	△27,200千円	973,800千円
第２項 建設補助金	95,718千円	2,404千円	98,122千円
第３項 固定資産売却代金	6,994千円	11,679千円	18,673千円
第４項 投資返還金	636千円	65千円	701千円

	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,386,533千円	△25,163千円	1,361,370千円
第1項 建 設 改 良 費	1,096,813千円	△24,863千円	1,071,950千円
第3項 投 資	1,862千円	△300千円	1,562千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建 設 改 良 費	千円 1,001,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和5年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内	借入時期から40年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 973,800	補正前に同じ。	補 正 前 に同じ。	補正前に同じ。
計	1,001,000				973,800			

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,352,608千円	△20,751千円	2,331,857千円
(2) 交際費	435千円	△421千円	14千円

第6条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、223,270千円」を「補助を受ける金額は、212,106千円」に改める。